

共生

黒木隆之 書

2014年10月
第13号

【発行】
平成26年10月1日発行
【発行人兼編集人】
伊東安男

黒木隆之先生への感謝をこめて

平成26年7月30日、経営協の協議員をされていた黒木隆之先生がお亡くなりになりました。満95歳でした。

この機関紙「共生」の創刊に際してどなたかに『題字』を書いて欲しいということになり、最初に候補としてあがったのは黒木先生でした。快く引き受けていただき今日に至っております。

黒木先生は、鹿児島県介護支援専門員協議会の会長、県老人福祉施設協議会の元会長、全国の介護政治連盟の会長等を歴任され、それこそ鹿児島県の福祉界の大きな星でした。

個人的にも、私どもの法人の理事を20年勤めていただき、私にとっては親父のような存在でした。先生は70歳で5期勤められた志布志町長を退任され、その後74歳で社会福祉法人隆愛会を立ち上げられ、特別養護老人ホーム「賀寿園」を設立され、その後もケアハウスやグループホーム等を建設され、文字通り高齢者福祉のリーダーとして活躍されました。

黒木先生を語る時、いつも出るのは「ケアマネジャー」の資格を83歳で取得されたことでもあります。先生が受験勉強をされた本を見させていただいたことがあります。3センチの本が6センチくらいに広がっていました。それほど本を見られたということでしょう。

黒木先生は、いつもユーモアで周囲を明るくしていらっしゃいました。わたしの知人に「伊東さんは経営協の会長で、私は平理事、私をあごで使うんですよ」などなど・・・、いつも明るい優しい人でした。

黒木先生のようにまじめに福祉を学び、先生の座右の銘でありました「和顔愛語」～優しい笑顔と愛情のこもった語り～を、利用者支援の理念として進みたいと考えています。

黒木先生のご冥福をお祈りいたします。



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東安男

自民党税制調査会 幹事森山衆議院議員に経営協役員で要望活動

「社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください」

政府税制調査会の法人課税グループ会合では、法人税の実効税率を引き下げる一方、減税後の財源を確保するため幅広い課税強化策を検討しており、社会福祉法人が実施する介護事業についても、民間事業主体のイコールフッティングの観点から、法人税の課税が検討されています。社会福祉法人に対する法人課税の問題は、社会福祉事業のあり方自体を見直すようなもので、たいへんな問題であるとの認識の下、当協議会としても、役員が一体となり連携して「法人税非課税の堅持」に向け要望を行いました。

8月18日(月)、自民党県連において、自民党税制調査

会の幹事である森山裕衆議院議員に面会し、伊東会長をはじめ、各役員が説明を行い、十分な理解を示していただきました。森山税制調査会幹事からは、「論議を尽くして、慎重に取り組みたい。非課税は社会福祉法人の矜持、誇りである。課税するかどうかは、税の根幹の問題である。社会福祉法人は、その役割・使命を果たすことが重要」等の意見がありました。

また、同じく、自民党税制調査会幹事である宮路和明衆議院議員へも同要望書を送付し、「法人税非課税の堅持」をお願いしました。要望書内容は、下記のとおりです。



要望書

地域の福祉、セーフティネットを守るため社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください

- 政府税制調査会は、経営形態間での公平性を確保するためとして公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要性を指摘し、社会福祉法人が実施する介護事業が非課税とされている取扱いについて見直しが検討されております。
- 社会福祉法人は、利益の分配や法人設立時の設立寄付者の持ち分は認められず、解散時の残余財産も最終的には国庫に帰属するなど、強い規制のもとで活動してきました。また、長年にわたり現行の制度や市場原理だけでは解決することのできないさまざまな生活課題、福祉ニーズに先駆的、開拓的に対応してきており、株式会社をはじめとする他の経営主体とは異なる役割を果たしています。
- とくに、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症の問題、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立などの社会生活上の困難を有する人が増加傾向にあるなか、こうした人びとに対する日常生活の見守り・支援や権利擁護といった制度の狭間にある課題、加えて過疎地等での継続的かつ安定的な福祉サービスの提供等、地域における公益的な活動に今後とも積極的に取り組んでいきます。
- こうした実践を確実に継続、発展していくためには、法人税非課税とともに公益法人等が行う収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄附金制度の適用といった税制上の措置が必要不可欠です。
- 今後、一層増大する福祉ニーズに応え、地域のセーフティネットを守っていくためには、全国で事業を行う19,000余の社会福祉法人がそれぞれに持てる力を最大限発揮・活用することこそが有効な方法であり、そのために社会福祉法人の税制が堅持されますよう強くお願い申し上げます。

平成26年8月18日

森山 裕 様

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 高岡 國士
鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東 安男

研修会終了報告



社会福祉法人会計研修

平成 26 年度第 1 回社会福祉法人会計研修を平成 26 年 7 月 17 日 282 名参加のもとで鹿児島市内のホテルで開催いたしました。

会計研修は、来年度から全面移行になる「新会計基準」を踏まえ、会計に係る基礎的知識の再確認として会計の基礎概念とリース会計など新会計基準に織り込まれた新しい会計処理基準についての研修と併せて、事前に参加者から提出していただいた質問事項についての具体の解答となりました。なお同会場での個別相談も実施いたしました。

各法人の皆さんにあっては、「新会計基準」への移行の進捗に対応したもので、今後の業務の一助になればと考えております。

なお、本年度第 2 回目の「会計研修」については、平成 26 年 10 月 7 日（火）鹿児島市で、内容は全面移行となる「新会計基準」実施に向けた会計処理並びに事前の質問事項に関する内容の研修を実施いたします。多数の参加をお願いします。

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社協福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用してください。

- ◇専任指導員 1 名
- ◇兼任指導員（公認会計士） 1 名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）
- ◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
- ◎担当：寺田



「会員法人情報公開ページ」で経営情報の公開を！ ～経営協「会員法人情報公開サポートデスク」開設～

経営協は、社会福祉法人に対する厳しい指摘、議論が行われている現状に対して、各法人単位ではなく社会福祉法人全体で、その取り組み姿勢を社会に発信し、正しい理解の促進を図ります。

すでに全国経営協は、平成25年9月18日に開催された平成25年度第2回協議員総会にて、全ての会員法人が本会「会員法人情報公開ページ」による経営情報の公開を行うことを議決しています。

また、会員法人の情報公開を的確に行うべく、「会員法人情報公開サポートデスク」を開設し、会員法人の情報発信を支援する体制も確立しております。

ついでに、経営協会員法人の責務として、「会員法人情報公開ページ」を活用した経営情報の公開を平成26年10月31日までに必ず実施してください。

【全会員法人が実施すること】

「会員法人情報公開ページ」での経営情報（現況報告書、決算書）の登録・公開

※ 下記よりいずれかを選択し、必ず実施してください。

1. 「会員法人情報公開ページ」に、経営情報を登録する。
2. 「会員法人情報公開ページ」に、自法人ホームページのリンク設定を行う。
(自法人ホームページで公開している場合)
3. 所轄庁へ提出した書類をメール、もしくは郵送にて本会へ送付する。
(本会にて登録、公開作業を実施)

全国経営協では全会員法人に対し、以下の対応を無料で行います。

1. 情報公開に関する問い合わせ
会員法人情報公開ページの操作方法、改正通知の解釈など、情報公開に関するお問い合わせ。
2. 登録代行作業（データ入力・登録の代行相談）
所轄庁へ提出した書類をメールでお送りいただければ、登録、公開作業を行います。
電話番号：03-3581-7897（直通）
メールアドレス：koukai@keieikyo.gr.jp
開設時間：9:30～17:30（土・日・祝祭日休）

【参 考】

1. インターネット上で公開しなければならない書類
 - ① 現況報告書（統一様式）
 - ② 資金収支計算書（第1号の1様式、2様式）
 - ③ 事業活動計算書（第2号の1様式、2様式）
 - ④ 貸借対照表（第3号の1様式、2様式）

※ ②～④は新会計基準による様式であり、その他の会計基準を使用している法人は、これらに相当する書類。
2. 法人ホームページがない場合、または自法人で経営情報を公開していない場合
本会ページによる「経営情報の公開」により、改正通知による義務化に対応いただけます。
※「社会福祉法人の認可について（通知）」（案）のパブリックコメント回答（厚生労働省）「業界団体のホームページで公表する場合も、法人ホームページでの公表と同様にインターネットを活用した公表に該当するものと考えている。」

「平成26年度第2回社会福祉法人経営者セミナー」開催のお知らせ

福祉をとりまく状況変化や経営のあり方など理解するため開催します。

現在、案内中、申し込み締め切りは10月14日（火）までです。多くの参加をお願いいたします。

3 演題及び講師（予定）

1 開催趣旨

社会福祉法人は、経営環境が様々に変化しつつあるなか、福祉サービスの中心的な担い手としての存在意義を発揮して社会福祉の向上に寄与し、社会的な使命を果たしていくことがますます期待されております。

これからも、社会福祉法人は、健全かつ安定的な経営を確保しながら人材育成を進め質の高い福祉サービスの提供及び福祉を目的とする事業等の実施により地域福祉の向上に貢献することが求められます。

このような状況に対応するため、今回は、社会福祉施設に係る経営管理、安全危機管理、社会福祉法人経営のあり方等についての講演を企画しました。

2 日時、場所

平成26年10月21日（火）
10時20分から17時00分まで
城山観光ホテル 5階「飛天の間」

時間	演題等	講師
9:30～10:20	受付	(5階 飛天の間)
10:20～10:30	開会 会長あいさつ	鹿児島県社会福祉法人 経営者協議会 会長 伊東 安男
10:30～12:00	福祉を取り巻く状況と 経営協の役割（仮題）	全国経営者協議会 副会長 武居 敏氏
12:00～13:00	昼食	
13:00～14:30	2025年モデルの中で 生き残れる社会福祉法人の 条件（2025年改定の狙い、 総合支援事業の概要も含めて）	ウエルフェア・J・ユナイテッド 株式会社 代表取締役社長 本間 秀司氏
14:30～14:40	休憩	
14:40～15:20	社会福祉法人における 災害時対策～3.11東日本 大震災の教訓～	宮城県社会福祉法人経営者協議会 会長 庄子 清典氏
15:20～17:00	東日本大震災復興における 社会福祉法人の役割～ これからの法人経営を 考える～	厚生労働省東北厚生局 健康福祉課・福祉指導課 課長 家田 康典氏
17:00	閉会	

社会福祉法人制度改革に思うこと

社会福祉法人常盤会

理事長 久木元 司



厚生労働省内に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が設置され、平成25年9月から12回にわたり議論がなされ、去る平成26年7月4日に報告書が示されました。

報告書では、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点が示され、これらを基に社会福祉法人改革を中心とする社会福祉法改正の議論が行われるものと思われまふ。ただ、これは厚生労働省案として示されたもので、政府内で議論されている規制改革の議論は、さらに厳しく社会福祉法人制度改革の必要性を追求していくものと思われまふ。

これらの社会福祉法人制度改革議論の契機となったのが、一部マスコミで報じられた社会福祉法人の内部留保問題であったことは否定できません。「黒字ため込む社会福祉法人」の記事は我々福祉関係者としては非常にショッキングものでありました。このような一連の報道が誤解を招き、社会福祉法人に対する批判につながっていきまふ。

契約制度に移行し15年足らず、法人経営の自立化がうたわれ、契約下の施設では、施設建て替え時の施設整備補助費もどんどん削られていきまふ。さらに、障害関係施設では地域移行が推進され、入所定数の削減目標が数値で示され、地域に向けたサービスを

法人として自己資金で手当てして展開しなければならなくなりました。血のにじむ経営努力をして収支差を出し、一定の内部留保がなければ法人経営ができないという現状を十分に汲み取っていただけなかったことは非常に残念であります。

報告書では、公益的な活動の推進、法人組織体制の強化、法人運営の透明性の確保など、法人として内部改革の必要性が示されております。私も全国青年経営者会（現「社会福祉法人経営青年会」）の会長時代に厚生労働省の方々と共にこれら事案について個別具体的に議論を重ねて参りました。その時の印象は、厚生労働省としては、社会福祉法人の役割を認識し、必要性もあると考えていることを強く感じまふ。今回まとめられた報告書の冒頭においても「今後も社会福祉法人が我が国の福祉の重要な担い手として地域住民、ひいては国民の期待に応える存在であり続けられるための改革案」と明記されていまふ。これらの改革議論を踏まえ、来るべき社会福祉法人制度改革の中身が持続可能なより良きものなることを期待して参ります。

当法人としても、これまで以上に地域のために何ができるかということ強く意識して実践を積み重ねて参りたいと感じて参ります。

経営協 に参加しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきまふ。

・「協議会」が何をしてくれるか。「協議会」を大きな力にしていこう!・

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885



第3回「福祉に対する私たちの想い」

スピーチコンテスト作品募集

“こころ豊かな鹿児島をめざして”

福祉の現場や地域で日夜活躍されている方々から、喜び、やりがい等を広く県民へ発信することにより、福祉の現場をより一層ご理解いただいて、今後こころ豊かな鹿児島づくりのために共に考え共に行動できることを目標とします。



応募資格

次の職員並びに各福祉関係職場で従事する役員及び各施設等利用者

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 市町村社会福祉協議会役員
- (3) 社会福祉施設等役員及び各施設等利用者
 - ① 老人福祉施設
 - ② 児童福祉施設
 - ③ 障害者支援施設

応募内容

地域における活動や介護・保育・養護・就労支援など日常的に広く福祉に関わる中で受けた感動や感激、やりがいなどに伝えたいことを通して、より多くの方々に「福祉」への関心を持っていただくとともに、ますますこころ豊かな郷土づくりにつながるような実践活動を通じた提言・スピーチをしていただきます。
なお、それぞれの施設サービス利用者も思いを語るすることができます。

応募方法

- (1) 申込書とスピーチ原稿を郵便、FAX又はEメールで送付してください。
- (2) スピーチ原稿は、制限時間8分以内のスピーチに収まることとし、おおむね2000字程度としてください。用紙はA4縦サイズに横書き（パソコン等使用の場合は12ポイント）を基本とします。
- (3) メール送付先 k-keieikyo@po2.synapse.ne.jp
- (4) 詳細と申込書は鹿児島県社会福祉協議会ホームページの「スピーチコンテスト作品募集要項」に掲載しております。
<http://www.kaken-shakyo.jp/>

応募締切 平成26年12月5日(金) ●発表は平成27年1月21日(水) 於：かごしま県民交流センター 県民ホール

応募先及び
問い合わせ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 スピーチコンテスト係
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
Eメール：k-keieikyo@po2.synapse.ne.jp

主催 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会・鹿児島県民生委員児童委員協議会・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

事務局便り

【これからの経営協の取組み（予定を含む）】

10	7	第2回会計研修	サンロイヤルホテル	新会計基準等
10	15	知事への要望	県庁	各種別協からの要望事項等
10	21	第2回経営者セミナー	城山観光ホテル	第2回経営者セミナー
27年1	21	スピーチコンテスト	かごしま県民交流センター	発表・表彰等（第3回）
2	17~18	社会福祉法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等（第2回）
2		第3回会計研修	鹿児島市・奄美市	新会計基準等